平成２６年（フ）第２０２号
山形県上山市矢来４丁目３番５号　大八アパート201号、開始決定時の住所山形県上山市矢来４丁目４番28号
破産者　進藤　　悟
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３０号
栃木県足利市朝倉町３丁目31番地31、開始決定時の住所群馬県太田市東新町298番地
破産者　矢部　利江
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２７号
石川県輪島市門前町鹿磯３の57番地の28
破産者　新谷　繁隆
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第４９８９号
大阪府大阪市都島区毛馬町２丁目３番９－606号、開始決定時の住所大阪市福島区福島１丁目１番48―907号
破産者　小林商店こと　渡邊　弘光
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０６９号
堺市北区百舌鳥梅町３丁18番地44
破産者　北野　　滋
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
香川県高松市香西南町65番地11
破産者　後藤　安伸
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５０号
熊本県宇城市松橋町南豊崎244番地１
破産者　春田　淑子
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６号
福島県会津若松市河東町谷沢字高畑106番地、前住所福島県河沼郡河東町大字谷沢字沢目甲323番地
破産者　木下　文良
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
愛知県豊川市白鳥町下郷中127番地の12、従前の住所愛知県豊橋市向山町字伝馬54番地の１（207）
破産者　木下　良行
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１０１号
兵庫県芦屋市若葉町５番１―224号
破産者　幸田　好広
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３４号
長崎県長崎市江平１丁目28番20号
破産者　坂谷　光雄
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣518番地７
破産者　富田基礎こと　富田　達夫
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１号
秋田県能代市扇田字四ツ屋28番地３、開始決定時の住所秋田県能代市扇田字獺野３番地
破産者　柴田　洋子
1　破産債権の届出期間　平成27年10月29日まで
2　一般調査期日　平成27年11月６日午前11時
平成27年10月15日　秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２９４号
大阪市淀川区加島３－１－13　イーストサイド加島801号
破産者　増田　敏一
1　破産債権の届出期間　平成27年11月16日まで
2　一般調査期日　平成27年12月14日午後２時30分
平成27年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８１８号
大阪市福島区福島７丁目５番５号　ドルフ福島502号
破産者　大石　融良
1　破産債権の届出期間　平成27年11月16日まで
2　一般調査期日　平成27年12月21日午後２時
平成27年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１５３号
大阪府東大阪市上石切町１丁目10番30号
破産者　山﨑　浪男
1　破産債権の届出期間　平成27年11月20日まで
2　一般調査期日　平成27年12月17日午後２時
平成27年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８１号
愛媛県伊予市上三谷4233番地１
破産者　有限会社伊予鶏業
1　破産債権の届出期間　平成27年12月３日まで
2　一般調査期日　平成28年１月18日午前11時40分
平成27年10月19日　　松山地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２７年（フ）第４４号
大阪市中央区難波２丁目３番１号
破産者　堀内　照子
1　期日　平成27年11月20日午前10時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２７号
京都市中京区西ノ京職司町22番地
清算株式会社　丸増ビルディング株式会社
代表清算人　古賀　修平
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部